

コメント回答内容を記載した補足説明資料の整理表

No.	コメント日付	コメント	コメント回答内容を記載した補足説明資料番号	備考
1	2020/7/13	感知器配置設計において、「(消防設備士が)図面上で確認すべき項目」と「(消防設備士が)施工時に確認すべき項目」について検討すること。	補足説明資料2-3	
2	2020/7/20	火災感知設備の耐震評価において、再稼働時と同じ耐震評価方法で評価する箇所と再稼働時と異なる耐震評価方法で評価する箇所について補足説明資料にて整理すること。	補足説明資料5-5	
3	2020/7/30	消防設備士の品質プロセスへの関与について説明すること。	補足説明資料2-4	
4	2020/7/30	消火設備用感知器を流用することについて、感知性能が同等以上であることが分かるように補足説明資料の記載を充実すること。	補足説明資料4-2	
5	2020/10/13	高放射線エリアのうち、感知器を設置しない箇所についても、火災の発生リスクは変わらないため、火災が発生した場合にどう対応するかを説明すること。	補足説明資料3-6	審査会合コメント
6	2020/10/13	消防設備士関与における関西電力と協力会社の責任分担について、補足説明資料に反映すること。	補足説明資料2-4	審査会合コメント
7	2020/10/13	要求事項にある早期感知において、感知器と同等の機能を有する機器についても異なる固有の信号を発する感知器と組み合わせることを説明資料に記載すること。	補足説明資料3-1	審査会合コメント
8	2020/10/13	感知器と同等の機能に有する機器(特に屋外の防水型など)について、天候等に対する環境性能を説明すること。	補足説明資料1-5	審査会合コメント
9	2020/10/22	グレーチング下に設置している感知器の耐震計算方法について説明すること。	—	12月中旬までに別途説明予定
10	2020/10/22	火災区画の名称と高放射線エリアの部屋名称の整合が分かるように記載を検討すること。	補足説明資料3-6	
11	2020/10/22	基本設計方針に記載している高放射線エリアの個別の部屋名称について上記のコメントを踏まえて検討すること。	—	審査会合資料における基本設計方針の見直し方向性で説明(P12)
12	2020/10/22	火災防護に関する説明書のP11の「～光ファイバーケーブルを選定する。」の記載は基本設計方針と構成が異なるため記載を検討すること。	—	補正にて見直し予定
13	2020/10/22	感知器性能の観点から高放射線エリアと設定している1mSv/hの根拠について説明すること。	—	審査会合資料にて説明(P16)
14	2020/10/22	CVと他の高放射線エリアでは放射線の種類が異なるため、線量当量率という同じ基準で感知器を選定することが問題ないのか確認すること。	—	審査会合資料にて説明(P15)
15	2020/10/22	火災防護に関する説明書のケーブル敷設エリアにある「1時間耐火壁」の記載を見直すこと。	—	補正にて見直し予定
16	2020/10/22	燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアのタンクエリアという記載がわかりにくいいため具体的感知器設置箇所がわかるように記載を見直すこと。また、感知器の具体的な設置箇所も図面で示すこと。	補足説明資料3-4	
17	2020/10/22	高放射線エリア選定における被ばくの観点も考慮する場合は、基本設計方針に追加することを検討すること。	—	審査会合資料における基本設計方針の見直し方向性で説明(P9)
18	2020/10/22	火災防護に関する説明書のP19とP20の表をまとめて一覧でわかりやすいように整理し、補足説明資料に記載すること。	補足説明資料3-1	

コメント回答内容を記載した補足説明資料の整理表

No.	コメント日付	コメント	コメント回答内容を記載した補足説明資料番号	備考
19	2020/11/9	基本設計方針における高放射線エリアの「エリア近傍に設置」の記載が、全体方針で読み取れないため記載を追加すること。	—	審査会合資料における基本設計方針の見直し方向性で説明(P7)
20	2020/11/9	高放射線エリア(例:水フィルタ室)のエリア内に設置している熱感知器に対して熱溜まり等により、早期感知が可能であるか確認すること。	—	審査会合資料にて説明(P15) ⇒高放射線エリアは、作業員の被ばくの観点及び原子炉の安全停止に必要な機器等への影響の観点から感知器設計を再整理
21	2020/11/9	炉内計装用シンプル配管室の入口扉が防火扉であるのか確認すること。	—	
22	2020/11/9	高放射線エリア内の電線管や機器が熱や煙による影響がないのか確認すること。	—	
23	2020/11/9	高放射線エリアの基本設計方針の記載に作業員の被ばくの観点がないことから、基本設計方針の見直しを行い、再説明すること。	—	No. 17と同様
24	2020/11/9	審査会合資料の各高放射線エリアの感知器設計(P7,8)の(2)に早期感知の考え方について追記すること。	—	審査会合資料にて説明(P16)
25	2020/11/9	各高放射線エリアの感知器設計について、それぞれの詳細を補足説明資料で説明すること。	補足説明資料3-6	
26	2020/11/9	感知器と同等の機能を有する機器の組み合わせの表におけるCV内の※2(高線量)について、アナログ式の熱、煙についても追加すること。また、設置箇所を細分化し、表を見やすくすること。	補足説明資料3-1	
27	2020/11/9	感知器の放射線に対する耐力を再確認し、作業員の被ばくの観点を踏まえて感知器設計の記載を再整理すること。	—	審査会合資料にて説明(P15、16) ⇒高放射線エリアは、作業員の被ばくの観点及び原子炉の安全停止に必要な機器等への影響の観点から感知器設計を再整理
28	2020/11/9	感知器の耐震計算書の構造計画について、平面図に加えて設置面に対して鉛直側の図面を添付してほしい。(P3,22,28)	補足説明資料5-5	
29	2020/11/9	受信機盤の耐震計算書について、モニターの取付方法の構造図を示すこと。	補足説明資料5-5	
30	2020/11/9	海水管トンネルエリアの感知器配置図については、長さ方向の配置が分かるようすること。	補足説明資料2-2	
31	2020/11/9	海水管トンネルエリアのイメージが分かる写真を追加すること。	補足説明資料3-3	
32	2020/11/9	CV高天井エリアの炎感知器の感知エリアが分かるようにすること。	補足説明資料3-2	